

震 災 対 策 編

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節	目的	1
第 1	計画の目的	1
第 2	計画の構成	1
第 3	他の計画との関係 [一般対策編 第 1 章 第 1 節 第 3 と同じ]	1
第 4	計画の修正 [一般対策編 第 1 章 第 1 節 第 4 と同じ]	1
第 5	計画の習熟等 [一般対策編 第 1 章 第 1 節 第 5 と同じ]	1
第 6	市民全てによる防災対策の推進 [一般対策編 第 1 章 第 1 節 第 6 と同じ]	1
第 2 節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第 1	防災関係機関及び市民の責務 [一般対策編 第 1 章 第 2 節 第 1 と同じ]	2
第 2	防災関係機関及び市民等の処理すべき事務又は業務の大綱 [一般対策編 第 1 章 第 2 節 第 2 と同じ]	2
第 3 節	市の概況	3
第 1	自然的条件 [一般対策編 第 1 章 第 3 節 第 1 と同じ]	3
第 2	社会的条件 [一般対策編 第 1 章 第 3 節 第 2 と同じ]	3
第 3	過去の地震災害	3
第 4 節	被害想定	6
第 1	基本的な考え方	6
第 2	地震被害想定調査	6
第 5 節	地震防災対策の実施に関する目標	10
第 6 節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	11

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	災害予防計画	20
第 1	都市防災対策計画 [一般対策編 第 2 章 第 1 節 第 5 と同じ]	20
第 2	建築物等災害予防計画	20
第 3	地盤災害等予防計画	22
第 4	火災予防計画	24

第5	危険物等災害予防計画〔一般対策編 第2章 第1節 第10と同じ〕	26
第6	公共施設等災害予防計画	26
第7	ライフライン等災害予防計画〔一般対策編 第2章 第1節 第14と同じ〕	28
第8	防災施設等整備計画〔一般対策編 第2章 第1節 第15と同じ〕	28
第2節	防災体制の整備	29
第1	防災業務体制整備計画〔一般対策編 第2章 第2節 第1と同じ〕	29
第2	保険医療福祉救護体制整備計画〔一般対策編 第2章 第2節 第2と同じ〕	29
第3	緊急輸送体制整備計画〔一般対策編 第2章 第2節 第3と同じ〕	29
第4	避難体制整備計画〔一般対策編 第2章 第2節 第4と同じ〕	29
第5	食料、飲料水及び生活物資確保計画〔一般対策編 第2章 第2節 第5と同じ〕	29
第6	文教災害予防計画〔一般対策編 第2章 第2節 第6と同じ〕	29
第7	文化財災害予防計画〔一般対策編 第2章 第2節 第7と同じ〕	29
第3節	地域防災力の向上	30
第1	ボランティア活動環境整備計画〔一般対策編 第2章 第3節 第1と同じ〕	30
第2	要配慮者対策計画	30
第3	防災訓練実施計画〔一般対策編 第2章 第3節 第3と同じ〕	34
第4	防災知識等普及計画〔一般対策編 第2章 第3節 第4と同じ〕	34
第5	自主防災組織育成計画〔一般対策編 第2章 第3節 第5と同じ〕	34
第6	被災動物の保護計画〔一般対策編 第2章 第3節 第6と同じ〕	34
第7	帰宅困難者対策計画〔一般対策編 第2章 第3節 第7と同じ〕	34
第8	業務継続計画（BCP）策定計画	35

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制確立計画	36
第1	活動体制計画	36
第2	広域的応援計画〔一般対策編 第3章 第1節 第2と同じ〕	48
第3	自衛隊災害派遣要請計画〔一般対策編 第3章 第1節 第3と同じ〕	48
第2節	情報収集伝達・警戒活動計画	49
第1	地震情報等伝達計画	49
第2	災害情報収集伝達計画〔一般対策編 第3章 第2節 第2と同じ〕	53
第3	通信運用計画〔一般対策編 第3章 第2節 第3と同じ〕	53

第4	広報活動計画	〔一般対策編 第3章 第2節 第4と同じ〕	53
第3節	消防・救急救助・医療救護計画		54
第1	消防活動計画		54
第2	救急救助計画	〔一般対策編 第3章 第3節 第1と同じ〕	55
第3	医療救護計画	〔一般対策編 第3章 第3節 第2と同じ〕	55
第4節	避難収容計画		56
第1	避難計画、避難所の開設・運営	〔一般対策編 第3章 第4節 第1と同じ〕	56
第2	要配慮者応急対策計画	〔一般対策編 第3章 第4節 第2と同じ〕	56
第5節	交通対策、緊急輸送計画		57
第1	交通確保計画	〔一般対策編 第3章 第5節 第1と同じ〕	57
第2	緊急輸送計画	〔一般対策編 第3章 第5節 第2と同じ〕	57
第6節	二次災害防止、ライフライン確保計画		58
第1	二次災害防止対策計画		58
第2	公共施設等応急復旧計画	〔一般対策編 第3章 第6節 第1と同じ〕	60
第3	危険物等災害対策計画	〔一般対策編 第3章 第7節 第6と同じ〕	60
第4	ライフライン等応急復旧計画	〔一般対策編 第3章 第6節 第2と同じ〕	60
第5	農林水産関係応急対策計画	〔一般対策編 第3章 第6節 第3と同じ〕	60
第7節	被災者の生活支援計画		61
第1	災害救助法適用計画	〔一般対策編 第3章 第8節 第1と同じ〕	61
第2	食料供給計画	〔一般対策編 第3章 第8節 第2と同じ〕	61
第3	給水計画	〔一般対策編 第3章 第8節 第3と同じ〕	61
第4	生活必需品等供給計画	〔一般対策編 第3章 第8節 第4と同じ〕	61
第5	住宅応急確保計画	〔一般対策編 第3章 第8節 第5と同じ〕	61
第6	文教対策計画	〔一般対策編 第3章 第8節 第6と同じ〕	61
第7	文化財対策計画	〔一般対策編 第3章 第8節 第7と同じ〕	61
第8	ボランティア受入計画	〔一般対策編 第3章 第8節 第8と同じ〕	61
第8節	社会環境の確保計画		62
第1	防疫及び保健衛生計画	〔一般対策編 第3章 第9節 第1と同じ〕	62
第2	廃棄物処理計画	〔一般対策編 第3章 第9節 第2と同じ〕	62
第3	遺体の搜索、処置及び埋葬計画	〔一般対策編 第3章 第9節 第3と同じ〕	62
第4	社会秩序の維持計画	〔一般対策編 第3章 第9節 第4と同じ〕	62

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧復興基本計画	63
第1	原状復旧〔一般対策編 第4章 第1節 第1と同じ〕	63
第2	計画的復興	63
第2節	公共施設等災害復旧計画	64
第1	災害復旧事業の種別〔一般対策編 第4章 第2節 第1と同じ〕	64
第2	災害復旧事業に係る資金の確保〔一般対策編 第4章 第2節 第2と同じ〕	64
第3	激甚災害の指定〔一般対策編 第4章 第2節 第3と同じ〕	64
第3節	被災者等生活再建支援計画	65
第1	生活相談・情報提供〔一般対策編 第4章 第3節 第1と同じ〕	65
第2	被災証明・罹災証明書の交付及び被災者台帳等の作成 〔一般対策編 第4章 第3節 第2と同じ〕	65
第3	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 〔一般対策編 第4章 第3節 第3と同じ〕	65
第4	生活福祉資金の貸付〔一般対策編 第4章 第3節 第4と同じ〕	65
第5	被災者生活再建支援金の支給〔一般対策編 第4章 第3節 第5と同じ〕	65
第6	市税等の期限延長、徴収猶予及び減免〔一般対策編 第4章 第3節 第6と同じ〕	65
第7	国民健康保険税等の減免等〔一般対策編 第4章 第3節 第7と同じ〕	65
第8	応急金融対策〔一般対策編 第4章 第3節 第8と同じ〕	65
第9	雇用対策等〔一般対策編 第4章 第3節 第9と同じ〕	66
第10	生活関連物資の供給確保及び価格安定対策〔一般対策編 第4章 第3節 第10と同じ〕	66
第4節	義援物資等受入配分計画	67
第1	義援物資等の受付及び保管〔一般対策編 第4章 第4節 第1と同じ〕	67
第2	義援金・義援物資の配分等〔一般対策編 第4章 第4節 第2と同じ〕	67
第3	義援物資の募集〔一般対策編 第4章 第4節 第3と同じ〕	67
第5節	施設復旧に伴う埋蔵文化財発掘調査体制等の整備	68

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	69
第1	推進計画の目的	69
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	69
	〔一般対策編 第1章 第2節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」参照〕	
第3	東南海・南海地震の特徴及び対応方針	69
第2節	災害対策本部等の設置等	70
第1	災害対策本部等の設置	70
第2	災害対策本部等の組織及び運営	70
第3	災害応急対策要員の参集	70
第3節	地震発生時の応急対策等	71
第1	地震発生時の応急対策等	71
第2	資機材、人員等の配備手配	72
第3	他機関に対する応援要請	72
第4節	円滑な避難の確保に関する事項	72
第1	避難対策等	72
第2	消防機関等の活動	72
第3	水道、電気、ガス、通信、放送関係	72
第4	交通対策	72
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	73
第1	建築物、構造物等の耐震化	73
第2	避難地、避難路の整備	73
第3	消防用施設、通信施設の整備等	73
第4	緊急輸送を確保するために必要な道路等の整備	73
第6節	防災訓練計画	73
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	74
第1	市職員に対する教育	74
第2	市民等に対する教育	74
第3	児童、生徒等に対する教育	75
第4	特定の施設管理者に対する教育	75

第5	自動車運転者に対する教育	75
第6	相談窓口の設置	75

第 1 章 総 則

一 般 対 策 編
震 災 対 策 編
第 1 章 総 則
第 2 章 災害予防計画
第 3 章 災害応急対策計画
第 4 章 災害復旧計画
第 5 章 南海トラフ地震防災対策 推進計画
資 料 編

第 1 節 目的

第 1 計画の目的

善通寺市地域防災計画の震災対策編（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法第 42 条及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 6 条の規定に基づき、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、市、県、防災関係機関及び市民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的な推進を図り、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の構成

善通寺市地域防災計画は、本計画である「震災対策編」のほか「一般対策編」及び「資料編」の 3 編で構成する。

第 3 他の計画との関係〔一般対策編 第 1 章 第 1 節 第 3 参照〕

第 4 計画の修正〔一般対策編 第 1 章 第 1 節 第 4 参照〕

第 5 計画の習熟等〔一般対策編 第 1 章 第 1 節 第 5 参照〕

第 6 市民全てによる防災対策の推進〔一般対策編 第 1 章 第 1 節 第 6 参照〕

第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 防災関係機関及び市民の責務

〔一般対策編 第 1 章 第 2 節 第 1 参照〕

第 2 防災関係機関及び市民等の処理すべき事務又は業務の大綱

〔一般対策編 第 1 章 第 2 節 第 2 参照〕

第3節 市の概況

第1 自然的条件

〔一般対策編 第1章 第3節 第1 参照〕

第2 社会的条件

〔一般対策編 第1章 第3節 第2 参照〕

第3 過去の地震災害

香川県では、概ね90～150年ごとに、南海トラフで発生する地震によって、大きな地震が発生している。また、1927年の北丹後地震、1995年の兵庫県南部地震のように周辺地域の活断層から発生する地震によっても若干の被害が発生している。

【香川県の主な地震被害】

地震名 発生年月日	規模 震度	震 央	被害状況
宝永地震 1707年10月28日 (宝永4年10月4日)未刻	M8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ ー 紀伊半島沖	我が国最大の地震の一つ。全体で死者5,000人余、潰家59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者29人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は12月まで続く。5～6尺(2m弱)の津波で相当の被害があった。
安政南海地震 1854年12月24日 (嘉永7年〔安政1年〕11月5日) 申の中刻	M8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ ー 紀伊半島沖	被害は、中部から九州に及ぶ。地震や津波による全体の被害は、近畿地方やその周辺で、この地震の32時間前に発生した安政東海地震と区別できないものも多い。 香川県では、死者5人、負傷者19人、倒壊家屋2,961軒、土蔵被害157箇所、塩浜石垣崩れ3,769間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩れ6,456間、せき崩れ491箇所、池大破264箇所、橋被害126箇所であった。この地震による津波の高さは、香西(高松市西部)で1尺(30cm余)であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦(共に県東部沿岸)で被害があった。
北丹後地震 1927年(昭和2年) 3月7日 18時27分	M7.3 震度 多度津4	北緯 35° 38′ 東経 135° 56′ 深さ 18km 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者2,925人、負傷者7,806人、家屋全壊12,584戸、半壊10,886戸、焼失9,151戸。香川県では、小被害があった。
南海地震 1946年(昭和21)	M8.0 震度	北緯 32° 56′ 東経 135° 51′	極めて大規模な地震で、被害は、中部以西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿

地震名 発生年月日	規模 震度	震 央	被害状況
年) 12 月 21 日 4 時 19 分	高松 5 多度津 5	深さ 24 km 和歌山県南方沖	岸を襲った。全体で死者 1,362 人、行方不明 102 人、負傷者 2,632 人、家屋全壊 11,506 戸、半壊 21,972 戸、焼失 2,602 戸、流失 2,109 戸、浸水 33,093 戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者 52 人、負傷者 273 人、家屋全壊 608 戸、半壊 2,409 戸、道路損壊 238 箇所、橋梁破損 78 箇所。また、堤防決壊・亀裂 154 箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) 1995 年(平成 7 年) 1 月 17 日 5 時 46 分	M7.3 震度 高松 4 多度津 4 坂出 4	北緯 34° 36' 東経 135° 02' 深さ 16 km 大阪湾	この地震による被害は極めて甚大で、16 府県に及んだ。全体で死者 6,434 人、行方不明 3 人、負傷者 43,792 人、家屋全壊 104,906 棟、半壊 144,274 棟等の被害があった。 香川県では、負傷者 7 人、屋根瓦の破損等建物被害 3 戸、県道がけ崩れ 1 箇所、水道管破裂 2 箇所等の被害があった。
鳥取県西部地震 2000 年(平成 12 年) 10 月 6 日 13 時 30 分	M7.3 震度 土庄 5 強 高松 5 弱 東かがわ 5 弱 観音寺 5 弱 三豊 5 弱 小豆島 5 弱 その他 11 市町 4	北緯 35° 16' 東経 133° 21' 深さ 9 km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1 府 9 県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で負傷者 182 人、家屋全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、道路被害 667 箇所、がけ崩れ 367 箇所等の被害があった。 香川県では、負傷者 2 人、建物一部破損 5 棟の被害があった。
芸予地震 2001 年(平成 13 年) 3 月 24 日 15 時 27 分	M6.7 震度 高松 4 さぬき 4 丸亀 4 坂出 4 善通寺 4 三豊 4 観音寺 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 宇多津 4 琴平 4 多度津 4 まんのう 4 綾川 4	北緯 34° 08' 東経 132° 42' 深さ 46 km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に 9 県に及んだ。 全体で、死者 2 人、負傷者 288 人、家屋全壊 70 棟、半壊 774 棟、文教施設被害 1,222 箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損 10 棟の被害があった。
淡路島付近を震源とする地震 2013 年(平成 25 年) 4 月 13 日 5 時 33 分	M6.3 震度 東かがわ 5 弱 小豆島 5 弱 高松 4	北緯 34° 25.1' 東経 134° 49.7' 深さ 15 km 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1 府 4 県に及んだ。 全体で、負傷者 35 人(うち重傷者 11 人)、家屋全壊 8 棟、半壊 101 棟、一部損壊 8,305 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもな

地震名 発生年月日	規模 震度	震 央	被害状況
	さぬき 4 土庄 4 綾川 4		かった。
伊予灘を震源とする地震 2014年（平成26年） 3月14日 2時6分	M6.2 震度 高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 多度津 4	北緯 33° 41.5′ 東経 131° 53.4′ 深さ 78 km 伊予灘	この地震による被害は広島、大分両県を中心に6県に及んだ。 全体で、負傷者 21 人（うち重傷者 2 人）、家屋一部損壊 57 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
鳥取県中部を震源とする地震 2016年（平成28年） 10月21日 14時7分	M6.6 震度 高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 綾川 4	北緯 35° 22.8′ 東経 133° 51.3′ 深さ 11 km 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に1府3県に及んだ。 全体で、負傷者 30 人（うち重傷者 5 人）、家屋全壊 12 棟、半壊 95 棟、一部損壊 12,525 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
大阪府北部を震源とする地震 2018年（平成30年） 6月18日 7時58分	M6.1 震度 小豆島 4 高松 3 丸亀 3 さぬき 3 三豊 3 土庄 3	北緯 34° 50.6′ 東経 133° 37.3′ 深さ 13 km 大阪府北部	この地震による被害は大阪府を中心に、2府5県に及んだ。 全体で、死者 6 人、負傷者 443 人（うち重傷者 28 人）、家屋 全壊 18 棟、半壊 517 棟、一部損壊 57,587 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
紀伊水道を震源とする地震 2021年（令和3年） 12月3日 9時28分	M 5.4 震度 さぬき 4 東かがわ 4	北緯 33° 48.0′ 東経 135° 8.8′ 深さ 18 km 紀伊水道	この地震による被害は和歌山県で発生した。 和歌山県では、軽傷5人の人的被害、住家一部破損2棟の被害があった。 香川県では、この地震により、香川県立石田高等学校の温室の窓ガラス2枚が損壊した。※香川県による。

- (注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「日本被害地震総覧 599-2012」東京大学出版会)
- 2 表中の震度は、「平成 7 年(1995 年)兵庫県南部地震」までは気象庁震度観測点による。「平成 12 年(2000 年)鳥取県西部地震」以降は、各市町の震度観測点の最大の値である。
- 3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路島付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震、鳥取県中部を震源とする地震、大阪府北部を震源とする地震及び、紀伊水道を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。
- 4 表中の 1923 年以降に発生した地震の震央地名は「震度データベース(気象庁ホームページ)」による。

第4節 被害想定

第1 基本的な考え方

県では東日本大震災を教訓として、地震防災対策の強化・推進を図るための施策の一つとして、平成24～25年度の2か年で地震被害想定調査を行っている。この調査は、本県に大きな被害を及ぼすおそれがある地震が発生した場合を想定して、県内各地の揺れや液状化等による被害を科学的に予測したものである。

市においても、上記、被害想定に基づき、震災対策を行っていくものとする。

第2 地震被害想定調査

1 前提条件

- (1) 県内に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、海溝型地震（南海トラフを震源域とする地震）と活断層による内陸型の地震（2ケース）と合計3ケースを想定している。
- (2) 想定時期は、地震動・津波ごとに想定される被害が異なる以下3つのケースを設定している。

冬 深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏 昼12時	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は冬深夜と比較して少ない。
冬 夕方18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュに近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

2 想定地震

- (1) 想定地震1： 南海トラフ地震

県内において、過去に大きな被害をもたらしたのは、南海トラフで発生する地震である。南海トラフは、フィリピン海プレートが西南日本の下にもぐり込んでいるプレート境界であり、ここを震源とする地震は、概ね100～150年ごとに繰り返し発生してい

る。最近では、1946 年にマグニチュード 8.0 の南海地震が発生しているが、宝永地震（1707 年）ではマグニチュード 8.6、安政南海地震（1854 年）では、マグニチュード 8.4 であった。今回の被害想定における地震の規模は、マグニチュード 9.0 と想定している。

（２）想定地震２： 中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）を震源域とする地震
中央構造線は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害をもたらすものと考えられる。ここでは、本県に最も近い讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部を想定している。地震の規模は、マグニチュード 8.0 と設定している。

（３）想定地震３： 長尾断層を震源域とする地震
長尾断層は、本県の中央東部に存在する活断層で、東西方向約 24 km にわたっているものであり、地震の規模はマグニチュード 7.1 と設定している。

3 地震動予測結果

- （１）想定地震１： 震源域＝南海トラフ（最大クラス）
市内の震度は、６弱～６強になると予想され、平野部を中心に広い範囲で震度 6 弱が出現すると予想される。
- （２）想定地震２： 震源域＝南海トラフ地震（発生頻度の高い）
南海トラフで発生する地震のうち、一定の頻度（数十年から数百年に一度程度）で発生し、（１）の最大クラスの地震に比べ、規模（震度や津波波高）は小さいものの大きな被害をもたらす地震を想定した。
- （３）想定地震３： 震源域＝中央構造線の地震
市内の震度は、５強～６強になると予想され、県中央部から西部の広い範囲で 6 弱～6 強が出現すると予想される。
- （４）想定地震４： 震源域＝長尾断層地震
市内の震度は、４～５強になると予想され、県中央部から東部の広い範囲と県西部の平野部で震度 5 強～6 弱が発生すると予想される。

4 被害予測結果

- （１）想定地震１： 震源域＝南海トラフ（最大クラス）
- ・県全体での全壊棟数は、約 35,000 棟。
 - ・被害の規模は他の想定地震より大きく、被害の範囲は県内全域に及んでいる。
 - ・県全体での死者数は約 6,200 人、負傷者数は約 19,000 人。死者のほとんどは津波又は建物倒壊によるものである。
- （２）想定地震２： 震源域＝南海トラフ地震（発生頻度の高い）
- ・県全体での全倒壊数は、2,300 棟。
 - ・県全体での死者数は 120 人、冬深夜での負傷者数は 1,200 人。
- （３）想定地震３： 震源域＝中央構造線の地震
- ・県全体での全壊棟数は、約 30,000 棟。

- ・ 県全体での死者数は約 1,400 人、負傷者数は約 12,000 人。
- (4) 想定地震 4 : 震源域＝長尾断層地震
- ・ 県全体での全壊棟数は約 2,000 棟。
 - ・ 県全体での死者数は約 40 人、負傷者数は約 1,300 人。

5 減災効果

- ・ 全ての建物の耐震化を実施
- ・ 家具類の転倒・落下防止策を実施

(1) 建物の耐震化

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊数は、約 11 分の 1 に、それに伴う死者数は約 15 分の 1 に軽減される。

(2) 家具の転倒・落下防止策

県内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、約 13% (平成 24 年 10 月県政世論調査) となっている。この実施率を 100% にすることで、死傷者数は約 4 分の 1 に軽減される。

【被害想定結果総括表（善通寺市）】

想定項目			想定地震	南海トラフ M9.0	中央構造線 M8.0	長尾断層 M7.3
震 度				6 弱～6 強	5 強～6 強	4 ～5 強
建物 被害 (全壊) ※冬 18 時	揺れ (棟数)		580	270	—	
	液状化 (棟数)		10	10	—	
	急傾斜地崩壊 (棟数)		—	—	—	
	地震火災 (棟数)		—	—	—	
	合計 (棟数)		590	280	—	
人的 被害 (死者数) ※冬深夜	建物崩壊 (人)		40	20	—	
	急傾斜地崩壊 (人)		—	—	—	
	火災 (人)		—	—	—	
	ブロック塀等 (人)		—	—	—	
	合計 (人)		40	20	—	
人的被害 (負傷者数) ※冬深夜	建物崩壊 (人)		580	360	—	
	急傾斜地崩壊 (人)		—	—	—	
	火災 (人)		—	—	—	
	ブロック塀等 (人)		—	—	—	
	合計 (人)		580	360	—	
人的 被害 (自力脱出困難 者・要救助者)	揺れに伴う 自力脱出困難者 (人)		130	60	—	
ライフライ ン被害	上水道	断水人口 (人)	20,000	15,000	590	
		断水率 (%)	60%	43%	2%	
	下水道	支障人口 (人)	950	900	380	
		支障率 (%)	5%	5%	2%	
	電力	停電件数 (軒)	19,000	17,000	10	
		停電率 (%)	100%	93%	0%	
	通信 (固 定・携帯電 話)	不通回線数 (回線)	6,100	5,600	10	
		不通回線率 (%)	97%	89%	0%	
		停波基地局率 (%)	93%	93%	—	
	都市ガス	供給停止戸数 (戸数)	2,300	2,400	—	
供給停止率 (%)		82%	84%	—		
交通施設 被害	道路	被害箇所 (箇所)	20	20	10	
	鉄道	被害箇所 (箇所)	10	10	—	
生活への 影響	避難者	避難所 (人)	910	410	—	
		避難所外 (人)	610	270	—	
災害廃棄物	災害廃棄物等 (トン)		32,000	5,300	—	
その他の 被害	エレベータの 停止	停止数 (棟数)	30	30	30	
		火災 (箇所)	—	—	—	
	危険物	流出 (箇所)	—	—	—	
		破損棟 (箇所)	—	—	—	

※「—」は少ないが被害あり。

第5節 地震防災対策の実施に関する目標

市民生活の各分野に重大な被害を及ぼすおそれのある地震災害に対処するためには、地震発生前にさまざまな対策を講じ、被害軽減を行う必要がある。地震はいつ発生してもおかしくないことから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。

そこで、別に定める地震防災対策の実施に関する目標に基づき、効果的な対策を戦略的に集中して推進する。

第6節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、人的・物的被害の軽減につなげるための防災対応をとることとする。

1 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【情報の種類とその発表条件】

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

(2) 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記して発表される。

【付記するキーワードとその条件】

発表時間	キーワード	キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内(※1)でマグニチュード 6.8 以上(※2)の地震(※3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化(※4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化(※4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり(※5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(※6)8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震(※3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く。) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲(下図)



※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤

差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24 時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。

具体的には、

レベル1:平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2:レベル1の 1.5～1.8 倍に設定。

レベル3:レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。

このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

※6 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、住民が迅速かつ適切に防災対応を実施するためには、同情報を速やかにかつ確実に住民に伝達する必要がある。

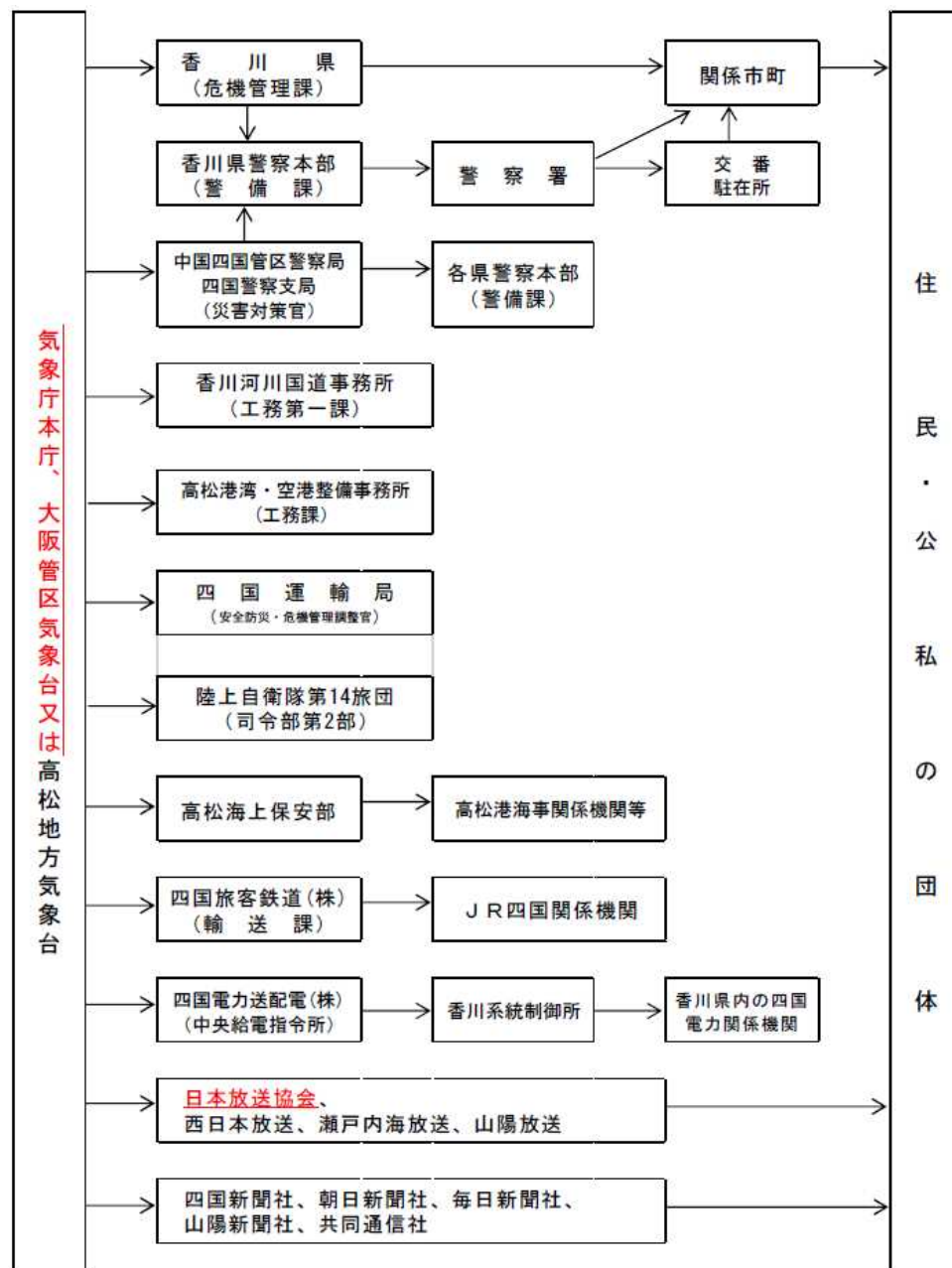
県は、市町及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、SNSの活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行う。

市は、防災行政無線や有線放送、県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。

その際、「半割れケース」時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

また、市、県及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時には、当該臨時情報の内容や、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、地域住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】



3 情報収集・連絡体制

市、県及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、組織内の各部局で情報を共有し、各種情報の収集体制を整備するとともに、災害対策本部が設置されていない場合にあっては、必要に応じて連絡会議等を開催する。

4 災害応急対策をとるべき期間等

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に

高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。
また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 住民の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とするとの考え方のもと、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することを基本とし、市及び県は、想定される地震・津波の状況、「南海トラフ地震臨時情報」の内容など住民が防災対応を検討するために必要な情報を提供する。

また、香川県に大津波警報又は津波警報が発表された場合は、津波による災害の発生が危惧される沿岸部の地域には立ち入らないよう、広報車、メール配信等あらゆる手段を用いて住民に周知する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時

住民は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。

このため、市及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないよう、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時

住民は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。

このため、県及び市は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないよう、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

6 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合において、消防機関等が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

7 警備対策

警察は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ・ 正確な情報の収集及び伝達
- ・ 不法事案等の予防及び取締り
- ・ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する支援

8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

(1) 水道

香川県広域水道企業団は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信サービス

電気通信事業者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知などの措置の内容を明示するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

また、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めることとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

9 金融

金融機関は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

10 交通

(1) 道路

県は、警察及び道路管理者等と調整の上、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合の交通対策等の情報について地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。

事前避難対象地域内での車両の走行は、事前避難をする場合を除き、極力抑制するようにするものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとし、特に、津波等により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

また、鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表される前の段階から、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合の運行規制等の情報について、地域住民等に対してあらかじめ情報提供を行うものとする。

11 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理者は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合における管理上の措置及び体制について定め、職員等に周知するものとする。

① 各施設に共通する事項

ア 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 飲料水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

エ 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法

オ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

- ・ 入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② 県は、市地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

③ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定にあたって、所有する施設を利用させる等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を講ずるものとし、その方針を定めておくものとする。

1 2 滞留旅客等に対する措置

市は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携等の措置を行うものとする。

第2章 災害予防計画

一	般	対	策	編
震	災	対	策	編
第1章	総	則		
第2章	災害予防計画			
第3章	災害応急対策計画			
第4章	災害復旧計画			
第5章	南海トラフ地震防災 対策推進計画			
資	料		編	

第 1 節 災害予防計画

第 1 都市防災対策計画【主な関係課：自治防災課、都市計画課、土木課】

〔一般対策編 第 2 章 第 1 節 第 5 参照〕

第 2 建築物等災害予防計画【主な関係課：建築住宅課】

地震による建築物等の被害を防止し、市民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。

1 公共建築物等の災害予防

市は、地震災害時において応急対策活動の拠点となる市有施設を防災上重要建築物として耐震性の確保を図る。なお、耐震性の確保に当たっては、数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

(1) 防災上重要建築物

防災上重要建築物は、災害応急対策指揮・実行、情報伝達等施設、救護施設、避難収容施設、要配慮者利用施設として、市庁舎、消防庁舎、学校、公民館、社会福祉施設、その他主要施設とする。

(2) 耐震診断・耐震補強工事

防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断を行い、耐震性が不十分と判定された施設については、診断結果を公表するとともに、計画的に耐震補強工事を行う。

(3) 建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の整備に努める。

(4) 緑化の推進

地震災害時の避難場所・避難所となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震・防火効果の高い緑化樹木による生垣への転換等を図ることにより、避難場所・避難所の安全性を確保するよう努める。

(5) 非構造部材の耐震性の確保

天井材、照明器具、外壁、窓ガラス等の非構造部材及びブロック塀の耐震性の点検を推進し、老朽化の兆候が認められる場合には安全確保対策を進めるものとする。

2 一般建築物等の災害予防

(1) 防災知識の普及

市及び県は、建築物の地震災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動

を行う。

(2) 耐震化の促進

市及び県は、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて建築物の耐震化の促進を図る。

(3) 特殊建築物の防災指導

市は、県が学校、病院、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物について実施する構造、耐力、防火、避難等を主とした防災指導に協力する。

(4) 違反建築物の指導

県は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

(5) 落下物等の防止対策

市は、県が実施する建築物の屋根、壁、窓ガラス等の飛散・落下防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発に協力する。

建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努めるものとする。また、善通寺市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、居住していない場合でも適正に管理することとする。

(6) がけ地近接等危険住宅移転事業

市及び県は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接危険住宅の移転事業の促進を図る。

(7) 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

県は、地震災害により被災した建築物及び宅地の危険度を判定するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成を図る。なお、市は、職員の被災建築物応急危険度判定士資格保有者増加を促進する。

市は、危険度判定の実施体制の充実を図るとともに、危険度の判定が円滑に実施されるよう、危険度判定マニュアル等を作成し、被災宅地応急危険度判定士資格保有者の増加促進にも努めるものとする。

(8) ブロック塀等の倒壊防止

市は、県が実施するブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発に協力する。

ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

3 家具等の転倒防止対策

(1) 市は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報紙やパンフレットなどにより、市民に対して家具の転倒防止方法等の普及啓発に努める。

(2) 市民、事業者等は、家具等を止め金具等で固定する等、家具等の転倒防止及び落下防止対策を講ずる。

第3 地盤災害等予防計画【主な関係課：都市計画課、土木課、農林課】

地震による地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、市は、県が実施する危険箇所の現況把握、区域の指定、防止施設の整備等に協力するとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立など総合的な対策を推進する。

1 現況〔一般対策編：第章第一節 第1 治山対策計画、第2 砂防対策計画 参照〕

(1) 砂防事業

市内には、土石流危険渓流が 49 箇所あり、災害を未然に防止するため、県は、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を実施している。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が 51 箇所ある。危険地区の災害を未然に防止するため、市及び県は、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を実施している。

(3) 地すべり対策事業

市内には、地すべり危険箇所が 2 箇所ある。

(4) 治山事業

市内には、山腹崩壊危険地区 23 箇所、崩壊土砂流出危険地区 20 箇所があり、県は、危険箇所の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施している。

2 対策事業

(1) 砂防事業

砂防施設等の管理者は、既設構造物について常時点検を行い施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については補修、補強等整備を行い、地震による土砂災害の防止を図る。

(2) 土砂災害危険箇所の管理

市及び県は、地震による土砂災害及び山地災害の危険性を市民に周知するとともに、危険箇所等に標柱、標示板等を設置するなど適切な方法で、危険区域に居住する市民の被害防止に努める。

(3) 総合的な土砂災害対策

市は、危険区域付近の市民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど、土砂災害の危険区域に対する警戒避難体制の整備を推進する。

(4) 液状化災害の予防対策

市は、埋立地などに重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水など地盤状況の把握に努めるとともに、必要に応じ

た対策を講じる。

※ 資 料

- | | | |
|---|--------------------------|----------|
| 1 | 急傾斜地崩壊危険箇所 | (資料 2－3) |
| 2 | 土石流危険渓流 | (資料 2－4) |
| 3 | 地すべり危険箇所 | (資料 2－5) |
| 4 | 山腹崩壊危険地区 | (資料 2－6) |
| 5 | 崩壊土砂流出危険地区 | (資料 2－7) |
| 6 | 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（土石流） | (資料 2－8) |
| 7 | 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地の崩壊） | (資料 2－9) |

第4 火災予防計画【主な関係課：消防本部】

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底するとともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

1 出火防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導等

- ① 市及び県は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- ② 市は、市民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導等を行い、出火防止に関する指導に努める。
- ③ 市は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

(2) 事業所に対する指導等

- ① 市は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者をはじめとする関係者に対して、地震災害時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導體制の確立、終業時の火気点検の徹底など防災思想の普及に努める。
- ② 市は、事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
- ③ 市は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏えい、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

2 消防力の強化

- (1) 市は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領を定めるとともに、消防団員の非常招集方法等を定めておく。
- (2) 市は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実には努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の活性化を積極的に進める。
- (3) 市は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努めるものとする。

3 消防水利の整備

- (1) 市は、地震災害時には消火栓や水道施設の損壊等により断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。
- (2) 市は、消火栓のみに偏ることなく、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水、

ため池等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

※ 資 料

- | | | |
|---|---------|----------|
| 1 | 消防本部現勢 | (資料 5－1) |
| 2 | 消防団現勢 | (資料 5－2) |
| 3 | 消防水利の現況 | (資料 5－3) |

第5 危険物等災害予防計画【主な関係課：消防本部】

〔一般対策編 第2章 第1節 第10 参照〕

第6 公共施設等災害予防計画

【主な関係課：自治防災課、都市計画課、土木課、農林課、環境課】

地震による公共施設等の被害は、市民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、市民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震に強い施設の確保に努める。

1 道路施設

- (1) 道路管理者は、道路施設について、耐震点検結果等に基づき、対策工法を決定し緊急度の高いところから速やかに対策工事を行う。特に橋梁においては、長寿命化計画に基づき修繕工事を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行い、都市防災対策として電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。
- (2) 警察本部は、交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電、電話回線の切断にも対処できるよう信号機電源付加装置、無線回線付加装置等の整備を推進する。

2 河川管理施設

河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を順次行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設については、地震災害時に大きな被害が出ないように点検し、整備、補修工事等を行う。

3 ため池等農地防災施設

- (1) 市、土地改良区等は、地震に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化したため池の整備を行う。
- (2) 市及び県は、防災上重要な中小規模ため池について、計画的に耐震診断を実施の上、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。
- (3) 市は、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの作成と普及啓発を図るとともに、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等のICT機器の整備を推進するものとし、県はこれを支援する。

現在、貯水量 10 万トン以上のため池について、ハザードマップを作成しており、今後は 10 万トン未満の優先順位の高いため池についても、ハザードマップの作成を進め

ていく。

4 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

5 鉄道施設

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- (1) 鉄道施設について、橋梁、線路敷等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- (2) 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- (3) 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の設備充実を図る。
- (4) 地震発生後の早期復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。

6 廃棄物処理施設

市は、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行う。

第 7 ライフライン等災害予防計画【主な関係課：自治防災課、下水道課】

〔一般対策編 第 2 章 第 1 節 第 14 参照〕

第 8 防災施設等整備計画

【主な関係課：自治防災課、消防本部、総務課、都市計画課、土木課】

〔一般対策編 第 2 章 第 1 節 第 15 参照〕

第2節 防災体制の整備

第1 防災業務体制整備計画【主な関係課：自治防災課、総務課】

〔一般対策編 第2章 第2節 第1 参照〕

第2 保健医療福祉救護体制整備計画【主な関係課：保健課】

〔一般対策編 第2章 第2節 第2 参照〕

第3 緊急輸送体制整備計画【主な関係課：都市計画課、土木課】

〔一般対策編 第2章 第2節 第3 参照〕

第4 避難体制整備計画

【主な関係課：自治防災課、社会福祉課、高齢者課、子ども課、教育総務課】

〔一般対策編 第2章 第2節 第4 参照〕

第5 食料、飲料水及び生活物資確保計画

【主な関係課：自治防災課、農林課】

〔一般対策編 第2章 第2節 第5 参照〕

第6 文教災害予防計画【主な関係課：教育総務課】

〔一般対策編 第2章 第2節 第6 参照〕

第7 文化財災害予防計画【主な関係課：生涯学習課】

〔一般対策編 第2章 第2節 第7 参照〕

第3節 地域防災力の向上

第1 ボランティア活動環境整備計画【主な関係課：社会福祉課】

〔一般対策編 第2章 第3節 第1 参照〕

第2 要配慮者対策計画

【主な関係課：社会福祉課、高齢者課、子ども課、市民課、商工観光課】

高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾患、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対して、地震災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

1 社会福祉施設等入所者の対策

- (1) 市及び県は、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。
- (2) 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。
 - ① 地震災害の予防や地震災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
 - ② 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び避難場所・避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。
 - ③ 定期的に施設、設備等を点検し必要な補修や家具の固定等の対策を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
 - ④ 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や、県、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

2 在宅の避難行動要支援者の対策

- (1) 市は、地域防災計画において、避難行動要支援者に対する適切な誘導等の措置を定める。

また、避難支援に係る考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理する。

- (2) 防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新する。また、庁舎の破損等の事態が発生した場合も名簿の利用ができるよう、適切な管理に努めるものとする。
- (3) 市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意又は条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (4) 市は、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うため、地域と連携して、名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難先、避難経路、避難支援等実施者及びその支援方法等について定めた個別避難計画を作成し、県は、作成に応じて、市に対し助言、情報提供等を行う。

計画作成の際には、地域におけるハザードの状態、対象者の心身の状態、社会的孤立の状況等を踏まえて優先順位を定め、優先度の高い者から個別避難計画を作成することとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- (5) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、

- (6) 市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

- (7) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (8) 市は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、すべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、市町は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。
- (9) 市は、難病患者への対応のため、県との連携を図る。また、市及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

3 避難行動要支援者名簿

市は、災害時に自ら避難することが困難である避難行動要支援者に対し、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下の情報を整理し、支援体制を整備する。

(1) 避難支援等関係者となる者

警察署、消防署、消防団、民生委員、自治会、自主防災会、社会福祉協議会、地区社協等

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

次の①から⑥までのいずれかに該当し、かつ災害時の支援が必要と認められる方（施設入所者は除く）

- ① 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の方
- ② 身体障がい者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の方
- ③ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がマルA又はA判定の方
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の方
- ⑤ 認知症と認められ、災害時の避難行動に支障がある方
- ⑥ 市長が特に認める者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には次に掲げる個人情報を登録する。なお、名簿は、市関係部署が管理する情報及び名簿に掲載する必要がある者からの申請により作成する。

- ① 氏名、生年月日、性別
- ② 住所
- ③ 支援を必要とする理由
- ④ 避難支援等関係者への情報提供に関する同意の有無
- ⑤ 市長が必要と認める事項

(4) 名簿の更新に関する事項

- ① 1年度に1回更新する。
- ② 申請による場合は、その都度登録する。

- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置情報の提供を受ける関係団体は、情報管理者を定め、市に誓約書を提出して情報漏えいの防止に努める。また、緊急時以外で名簿を使用するときは、市に事前に報告する。

4 福祉避難所の指定等

- (1) 市は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (2) 市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。
- (3) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

さらに、市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

5 外国人の対策

- (1) 市は、外国人に対して、地震災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、避難所等の表示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 市は、県と協力して、外国語による防災資料等により、外国人向けの防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 市は、県と連携して、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、通訳ボランティア等などの確保に努める。

6 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは、市、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

第3 防災訓練実施計画【主な関係課：自治防災課、消防本部】

〔一般対策編 第2章 第3節 第3 参照〕

第4 防災知識等普及計画【主な関係課：自治防災課、教育総務課】

〔一般対策編 第2章 第3節 第4 参照〕

第5 自主防災組織育成計画【主な関係課：自治防災課・消防本部】

〔一般対策編 第2章 第3節 第5 参照〕

第6 被災動物の保護計画【主な関係課：保健課】

〔一般対策編 第2章 第3節 第6 参照〕

第7 帰宅困難者対策計画【主な関係課：自治防災課、市民課、商工観光課】

〔一般対策編 第2章 第3節 第7 参照〕

第8 業務継続計画（BCP）策定計画【主な関係課：自治防災課】

大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画（BCP）の策定の推進を図る。

1 市の業務継続計画

市は、業務継続計画に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や市民生活に密着した業務を継続して実施するよう努めるものとする。

また、計画は適宜評価を行い、必要に応じて見直しを図るものとする。

2 事業所の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、市及び県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業所や事業団体に対し、計画の策定及び実効性の確保を推進するよう働きかけるものとする。

第 3 章 災害応急対策計画

一 般 対 策 編
震 災 対 策 編
第 1 章 総 則
第 2 章 災害予防計画
第 3 章 災害応急対策計画
第 4 章 災害復旧計画
第 5 章 南海トラフ地震防災 対策地震防災対策推
資 料 編

第 1 節 活動体制確立計画

第 1 活動体制計画【主な関係課：自治防災課】

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を整備する。

1 市の活動組織

(1) 迅速な活動体制の確保

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

(2) 防災会議

防災会議は市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置されており、地域防災計画の作成及び実施の推進、防災に関する重要事項の審議、各機関の実施する災害復旧の連絡調整を図る。

(3) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置

市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部等を設置する。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。

なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

【災害対策本部設置基準】（各基準の 1 項目でも該当する場合）

体制	災害対策本部
基準	1 市内で震度 4 以上の地震が発生したとき 2 南海トラフ地震の発生を受けて、香川県に災害対策本部が設置されたとき、但し香川県に津波警報又は津波警報が発表されたために香川県に災害対策本部が設置された場合を除く 3 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」又は「巨大地震注意」が発表されたとき

② 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市庁舎 4 階大会議室（4 0 1 会議室、4 0 2 会議室及び 4 0 3 会議室）に設置する。

③ 災害対策本部等の組織

ア 本部長

市長を本部長とし、災害対策本部等の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副市長・教育長を副本部長とし、本部長を補佐する。

本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお、本部長、副本部長ともに事故あるときは、総務部長、市民生活部長の順でその職務を代行する。

ウ 本部員

a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部等の事務に従事する。

b 本部員は、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、消防長及び教育部長をもって充てる。

エ 本部会議

a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。

b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。

d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。

- ・動員配備体制に関すること。
- ・重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- ・災害救助法の適用に関すること。
- ・県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
- ・その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局及び各班

a 災害対策本部等の事務を処理するため、本部に事務局を置き、自治防災課長を事務局長とする。

b 自治防災課長は、総務部長の命を受け、事務局の事務を掌握する。

c 応急対策時は全庁的な推進を図るため、災害対策本部等に班を置く。

d 応急対策時における事務局及び各班の組織及び分掌事務は、表 1 のとおりとする。

e 各班の運用班長及び所属職員は、職員個人別に別途指定する。

カ 部局等

a 応急対策時において各部局等は、本部事務局及び各班に対し、あらかじめ定め

られた動員配備計画に基づき人員を派遣する。

b 各部局の組織及び各部局ごとの分掌事務は表2のとおりとする。

キ 現地対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部等を設置する。

④ 災害対策本部等の設置及び解散の通知等

災害対策本部等を設置し、又は解散したときは、県、防災関係機関等にその旨を通知するものとする。

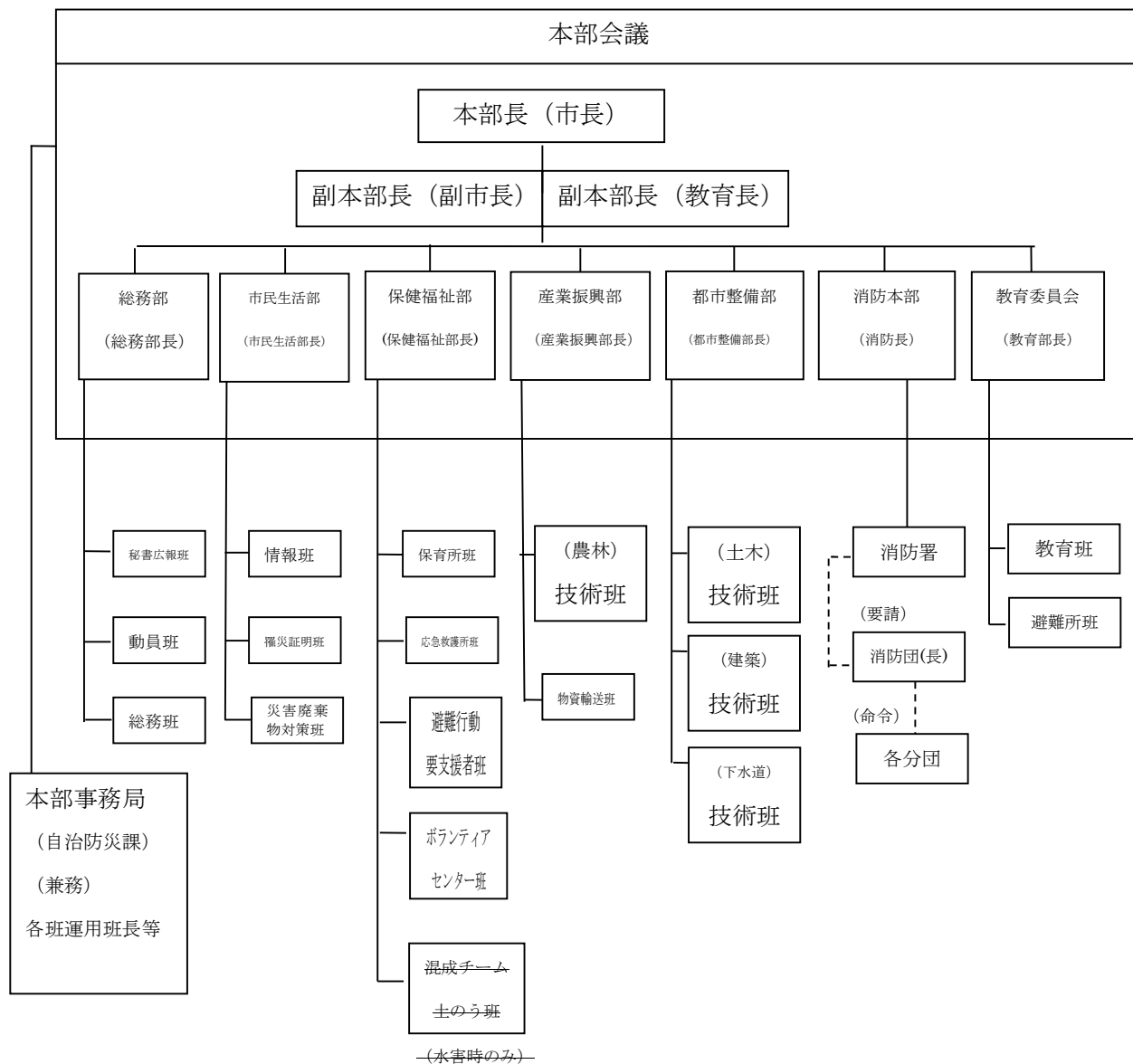
⑤ 県との連携

県の災害対策本部が設置された場合は、災害対策を円滑かつ的確に実施するため、災害対策本部等は、県災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

⑥ 災害対策本部等の解散

本部長は、市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部等を解散する。

【災害対策本部等組織図】



土のう班は（正）保健福祉部長、（副）市民生活部長が統括する。

※ 資 料

- 1 善通寺市防災会議条例 (資料1－2)
- 2 善通寺市災害対策本部条例 (資料1－4)

【表１】応急対策時の事務局及び各班

班 名	分 掌 事 務
本部事務局	・ 防災情報収集 ・ 外部との連絡調整 ・ 記録等の各種事務 ・ 自主防災組織との連絡、調整 ・ マスコミ対応、連絡 ・ 本部会議の準備・運営 ・ エリアメール等の配信
秘書広報班	・ 秘書業務、マスコミ対応
動員班	・ 職員の参集、参集状況の把握
総務班	・ 庁舎内設備等の管理運用 ・ 物品の調達管理 ・ 職員及び避難者の食料の確保 ・ 応急食料の調達 ・ ホームページ・防災情報の管理 ・ 広報車の運用
情報班	・ 市民からの電話への対応 ・ 自主的情報収集
罹災証明班	・ 被災者からの申請受付 ・ 被害状況の調査 ・ 罹災証明書の交付
災害廃棄物対策班	・ 対策本部からの情報収集 ・ 災害ごみ仮置き場の設置 ・ し尿処理（汲み取り）体制の構築 ・ 広域火葬処理体制の構築 ・ 災害廃棄物処理体制の構築
保育所班	・ 保育所施設の状況調査及び応急対策 ・ 保育園児の安全確保対策及び避難誘導 ・ 保護者への引き渡し業務
応急救護所班	・ 応急救護所の設置 ・ 医師会と連携した医療活動等
避難行動要支援者班	・ 避難行動要支援者の安否確認 ・ 要支援者のニーズ把握 ・ 必要に応じて福祉避難所への避難調整及び支援等
ボランティアセンター班	・ ボランティアセンターの設置 ・ 社会福祉協議会との連携 (受入体制の整備、受付、活動調整に協力等)
物資輸送班	・ 避難所等への物資の輸送
技術班（農林・土木・下水道・建築）	・ 各所管施設・設備等の被災状況調査及び防災対策 ・ 市民、関係機関等からの情報提供に基づき、危険箇所等の状況調査の実施、災害応急対策の実施

	・収集した情報の本部への報告
(判定実施班)	・県支援本部との連絡調整、関係機関との連携 ・判定実施計画の作成、判定組織の編成 ・判定士等の受入れ、搬送 ・判定資機材の調達、輸送、配布
教育班	・教育委員会が所管する各種施設等の状況調査及び応急対策 ・園児、児童、生徒の安全確保対策及び避難誘導 ・避難場所等への教職員の動員及び保護者への引き渡し業務
避難所班	・指定避難所の開設及び避難者への対応

【表 2】 各部局等の分掌事務

部名局等	課 名	分 掌 事 務
総務部	秘書広報課	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 見舞者の応接に関すること。 3 渉外に関すること。 4 報道機関との連絡調整及び災害広報に関すること。 5 職員の救護・災害給与に関すること。 6 他市町への職員の派遣に関すること。 7 マスコミ対応、連絡
	政策課	1 災害救助費関係資料の作成及び報告に関すること。 2 市の災害起債に関すること。 3 市の災害復旧資金計画及び資金調達に関すること。 4 災害関係費の収入支出に関すること。 5 災害救助費の決算に関すること。
	総務課	1 保存文書の保全に関すること。 2 災害時の用地対策に関すること。 3 市有財産の災害対策及び被害調査に関すること。 4 庁舎等の電気設備、機械設備及び通信施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 来庁者及び職員の安全確保に関すること。 6 車両等の確保及び配車管理に関すること。 7 燃料等の確保及び保管管理に関すること。 8 市有建築物の応急復旧に関すること。 9 緊急機材、用品の調達及び貸借に関すること。 10 災害に関する写真・ビデオ等による記録に関すること。 11 避難情報等の広報に関すること。
	自治防災課	1 災害対策本部等の設置及び解散に関すること。 2 本部長の指示、伝達に関すること。 3 防災会議、災害対策本部等会議に関すること。 4 気象、災害情報の収集、伝達、各部からの災害情報の取りまとめ及び本部、防災関係機関への報告に関すること。 5 災害通信の確保に関すること。 6 自衛隊、隣接市町、協定締結市町及び関係機関への協力要請等に関すること。 7 国・県等への連絡、報告及び要望に関すること。 8 防災関係機関との連絡、調整に関すること。 9 自衛隊の災害派遣の要請に関すること。 10 災害救助法の事務に関すること。

部名局等	課 名	分 掌 事 務
総務部	自治防災課	11 災害記録に関すること。 12 自主防災組織に関すること。 13 各部の連絡統制に関すること。 14 災害情報全般の収集に関すること。 15 職員の非常招集に関すること。
	デジタル推進課	1 防災情報の管理に関すること。 2 ホームページに関すること。 3 サーバー・庁内情報ネットワーク等の復旧
市民生活部	税務課 債権管理課	1 義援物資及び救援物資の輸送に関すること。 2 被災状況（人的、住家等）の調査確認並びに被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 3 被災証明に関すること。 4 住家の被害認定及び罹災証明に関すること。 5 被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること。
	市民課	1 義援金品、救援物資等の受入れに関すること。 2 死亡届等に基づく遺体の身元調査事務に関すること。 3 埋火葬許可に関すること。 4 外国人の被災状況の把握に関すること。 5 被災者からの相談に関すること。 6 罹災者の安否問い合わせに関すること。
	環境課	1 大気汚染等の調査及び防止対策に関すること。 2 水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること。 3 有害物質漏出事発生状況の把握に関すること。 4 地下水利用の調査測定に関すること。 5 火葬場管理業務全般及び、遺体の埋葬手続きに関すること。 6 死亡した小動物の処理に関すること。 7 清掃施設の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 8 災害廃棄物（し尿を含む。）の情報収集及び処理計画に関すること。 9 災害廃棄物の仮置場に関すること。 10 災害廃棄物（し尿を含む。）の収集及び運搬に関すること。 11 災害廃棄物の排出場所等の確保に関すること。 12 災害廃棄物の中間処理に関すること。 13 災害廃棄物の焼却・埋立処分にに関すること。
	人権課 児童館 隣保館 高橋会館	1 所管施設の保全及び被災状況の調査に関すること。 2 避難所（隣保館）の管理・保全業務に関すること。

部名局等	課 名	分 掌 事 務
保健福祉部	社会福祉課 高齢者課 子ども課	1 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 義援金品、救援物資等の配分に関すること。 3 民生委員等社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 4 社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 日本赤十字社香川県支部との連絡に関すること。 7 在宅、施設入所の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに生活保護受給者の安否確認と被害状況調査に関すること。 8 要配慮者との連絡及びその支援・救援に関すること。 9 福祉関係団体及び当事者組織との連絡及び調整に関すること。 10 指定避難所との連絡及び調整に関すること。 11 所管施設の保全及び被災状況の調査に関すること。 12 福祉避難所の開設要請に関すること。
	保育所	1 各施設の保全及び被災状況の調査に関すること。 2 保育園児の安全確保対策及び避難に関すること。 3 最寄り指定緊急避難場所の開設、管理業務への協力に関すること。
	保健課	1 衛生施設の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 2 救護活動計画に関すること。 3 応急救護所に関すること。 4 医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 5 被災者の保健診療に関すること。 6 被災者のメンタルヘルスに関すること。 7 被災者の栄養指導に関すること。 8 傷病者の収容及び収容可能病院の把握等に関すること。 9 緊急機材及び医薬品の保管及び整備並びに血液対策に関すること。 10 毒物、劇物による危害防止・指導に関すること。 11 感染症患者の隔離、消毒等防疫に関すること。 12 感染症に関すること（防疫作業を除く。）。 13 野犬対策に関すること。
産業振興部	農林課	1 農林業関係の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 2 農家等の被災証明に関すること。 3 農地の被災証明に関すること。 4 被災農林業施設の応急対策に関すること。 5 主食食糧の確保に関すること。 6 家畜伝染病の予防防疫に関すること。 7 死亡獣畜の処理指導に関すること。

部名局等	課 名	分 掌 事 務
産業振興部	農林課	8 農業団体との連絡調整に関する事。 9 農家等に対する融資に関する事。 10 農家等の経営指導に関する事。 11 ため池等、土地改良施設の被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 12 土地改良区との連絡調整に関する事。
	商工観光課 営業課	1 商工観光関係の被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 2 商工業に対する被災証明に関する事。 3 被災商工業者に対する融資に関する事。 4 被災勤労者に対する融資に関する事。 5 商工会議所及び商工団体との連絡調整に関する事。 6 義援物資等提供業者との連絡調整に関する事。
農業委員会事務局		1 産業振興部の業務への協力に関する事。
都市整備部	土木課	1 道路、橋梁等の被害状況の調査収集及び公共土木建築物の被害状況の取りまとめに関する事。 2 道路、橋梁等の応急修理、その他緊急措置に関する事。 3 道路、橋梁等の障害物の除去に関する事。 4 土木、建築用資材の調達に関する事。 5 避難路、緊急輸送路の計画調整に関する事。 6 緊急車両等の通行確保に関する事。 7 建設機械の調達及び配車に関する事。 8 交通規制用資機材の確保及び調達に関する事。 9 河川、溝きよ、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の被害状況の調査、情報収集に関する事。 10 河川、溝きよ等の障害物の除去に関する事。 11 河川、溝きよ等の応急修理、その他緊急措置に関する事。 12 災害応急対策のための駐車場確保に関する事。
	建築住宅課	1 市有施設の応急危険度判定について各課への技術提供に関する事 2 市有施設の応急修理について各課への技術提供に関する事 3 被災建築物応急危険度判定に関する事 4 応急仮設住宅に関する事 5 被災住宅の応急修理に関する事 6 被災住宅の障害物の除去に関する事 7 災害公営住宅に関する事

部名局等	課 名	分 掌 事 務
都市整備部	都市計画課	1 下水道施設の被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 2 下水道施設の応急修理及び緊急措置に要する資機材等の調達に関する事。 3 市民への広報活動に関する事（下水道の使用制限等）。 4 下水道工事業者への協力要請に関する事。 5 下水道の修理復旧に関する事。 6 市街地の排水対策に関する事。 7 公園緑地、街路等の被害状況の調査及び復旧に関する事。 8 公園緑地等の災害緊急利用用途の検討に関する事。 9 災害復興に係る都市計画に関する事。

2 動員配備体制

地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

区分	配備基準	配備内容	本部体制等
予備 配備	・県内で震度4以上の地震が発生したとき	・自治防災課の職員	・自治防災課で対応
	・南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」又は「巨大地震注意」が発表されたとき		・災害警戒本部を自治防災課に開設して対応
第1次 配備	・市内で震度4以上の地震が発生したとき	・本部員、本部事務局員	・災害対策本部体制で対応
第2次 配備	・市内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・南海トラフ地震の発生を受けて、香川県に災害対策本部が設置されたとき、但し香川県に津波警報又は津波警報が発表されたために香川県に災害対策本部が設置された場合を除く	・本部長、副本部長、本部員、本部事務局員、各班の運用班長及びあらかじめ指名された職員	
第3次 配備	・市内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・市内で震度5弱又は5強の地震が発生したときで、市内に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	・BCPに基づく応急対策業務を実施する全職員	

(2) 動員体制の確立

- ① 自治防災課長は、各部長と調整し、動員配備計画を事前に作成（年度当初を基準）する。
- ② 各部長は、動員配備計画に基づき部内の職員に周知するとともに、各配備体制により編成する各部の職員を掌握する。
- ③ 自治防災課長及び各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 動員の方法

① 勤務時間内における動員

総務部長は、地震が発生したとき、庁内放送等により、当該情報の内容及び配備体制を明示する。

関係所属長は、伝達された情報又は報道機関等からの情報に基づき、動員配備計画に示す、あらかじめ指名した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。

② 勤務時間外における動員

職員は地震の発生を知ったときは、テレビ、ラジオ等により市内の震度等に関する情報を確認し、配備基準に従い、自主的に参集するものとする。

③ 災害対策本部等設置時における動員

ア 災害対策本部各部等の動員は、本部員から各所属長を通じて行うものとし、各所属長から職員へ連絡する。

イ 動員を行った場合、各運用班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、事務局に報告する。

(4) 動員要請

地震災害の状況や応急対策の推移によって、各班の忙暇の状況が変動するため、必要に応じて各班に所属する職員を他班に応援させる。また、各運用班長は、他班の職員の応援を必要とする場合には、災害対策本部に応援を要請する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定められた設置基準、組織、動員配備計画により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を実施する。

※ 資 料

- | | |
|----------------|---------|
| 1 善通寺市防災会議条例 | (資料1-2) |
| 2 善通寺市防災会議運営要綱 | (資料1-3) |
| 3 善通寺市災害対策本部条例 | (資料1-4) |

第2 広域的応援計画【主な関係課：自治防災課】

〔一般対策編 第3章 第1節 第2 参照〕

第3 自衛隊災害派遣要請計画【主な関係課：自治防災課】

〔一般対策編 第3章 第1節 第3 参照〕

第2節 情報収集伝達・警戒活動計画

第1 地震情報等伝達計画【主な関係課：自治防災課】

地震に関する情報を一刻も早く市民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達の方法等について定める。

1 地震に関する情報

(1) 緊急地震速報

緊急地震速報（警報）は、最大震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 3 以上が予想された場合に、震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 以上が予想された地域（香川県東部、香川県西部）に対し、気象庁が発表する警報である。

震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上若しくは長周期地震動階級 1 以上等と予想されたときに緊急地震速報（予報）を発表する。気象庁本庁から発表された緊急地震速報は、日本放送協会（NHK）に伝達され、またテレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由により市の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

高松地方気象台は、県や市その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。市町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでは、わずかな時間しかないため、震度又は長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、あわてず、まず自分の身を守る行動をとる必要がある。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れ検知し解析して発表する情報ある。この解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

2 地震に関する情報

高松地方気象台は、気象庁本庁及び大阪管区気象台が発表する地震に関する情報を関係機関に通知する。また、公衆の利便をさらに増進させるため必要があると認めた場合は、自官署で収集した資料及び状況を付加して発表する。

① 発表基準

- ・ 県内で震度1以上の地震を観測したとき。
- ・ その他地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

② 地震情報の種類と内容

【地震情報の種類、発表基準と内容】

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

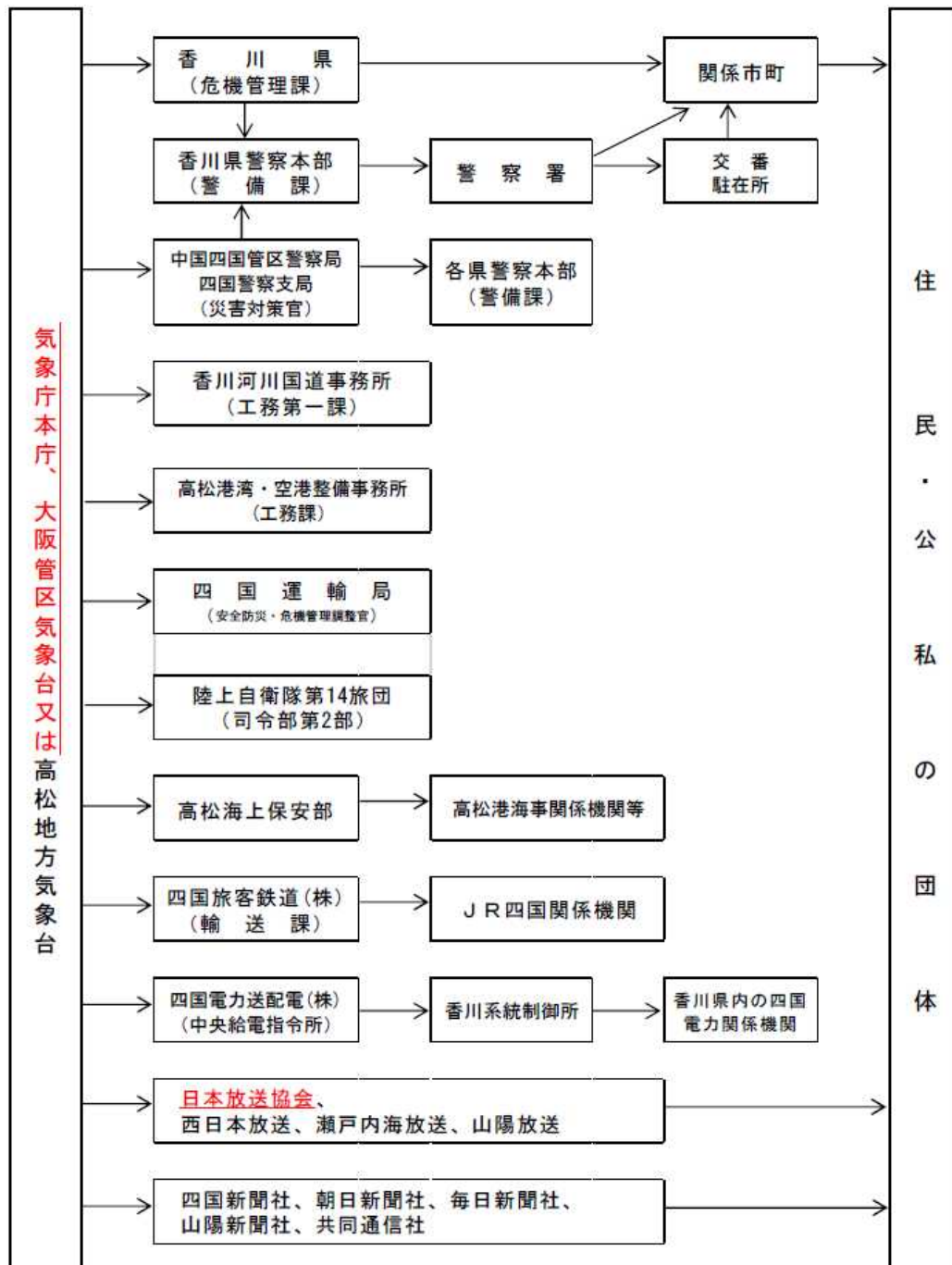
【地震情報で用いる香川県の地域名】

地域名	対象市郡名
香川県東部（カガワノトウブ）	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡、香川郡
香川県西部（カガワノセイブ）	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡、仲多度郡

【地震情報で用いる市内の震度観測点】

震度観測点名称	震度観測点所在地
善通寺市文京町	善通寺市文京町 2 - 1 - 1 善通寺市役所敷地内

【地震に関する情報の伝達系統図】



3 県及び関係機関の情報収集伝達体制等

- (1) 県は震度情報ネットワークシステムにより、県内全市町の震度情報を迅速に把握し、消防庁に報告するとともに、高松地方気象台へも送信する。
- (2) 県は、高松地方気象台から送られてきた地震に関する情報等を、県防災情報システムで防災関係者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、直ちに県防災行政無線により市、消防本部へ一斉送信する。
- (3) 警察本部は、地震に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により警察署を通じて、関係市町等に連絡する。
- (4) 高松地方気象台は、県内で震度4以上が観測されたとき、社会的に影響の大きい地震が発生したとき又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し、前頁の「地震に関する情報の伝達系統図」に基づいて防災関係機関に提供する。

※ 資 料

- 1 防災行政無線による気象情報等伝達系統 (資料4-4)

第2 災害情報収集伝達計画【主な関係課：自治防災課】

〔一般対策編 第3章 第2節 第2 参照〕

第3 通信運用計画【主な関係課：自治防災課】

〔一般対策編 第3章 第2節 第3 参照〕

第4 広報活動計画【主な関係課：自治防災課、総務課】

〔一般対策編 第3章 第2節 第4 参照〕

第3節 消防・救急救助・医療救護計画

第1 消防活動計画【主な関係課：消防本部】

地震発生時において、同時多発的に発生する火災から、市民の生命、身体及び財産を守るために、出火防止、初期消火、延焼阻止、避難誘導等の消防活動を迅速かつ円滑に行う。

1 市の活動

- (1) 市は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報等を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら次の事項に留意し、消防活動を行う。
 - ① 延焼火災が多発し、かつ拡大したときは、避難場所・避難所及び避難路の確保をする消防活動を優先する。
 - ② 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
 - ③ 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
 - ④ 危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を行う。
 - ⑤ 消防活動に際しては、消防職団員の安全確保に充分配慮する。
- (2) 市は、自らの消防力では対処できない場合は、香川県消防相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、県に緊急消防援助隊の応援を要請する。

2 市民等の活動

- (1) 市民、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、使用中のガス器具、石油ストーブ等の火気を直ちに遮断するなど出火防止に努める。
- (2) 市民、自主防災組織、自衛消防組織等は、出火したときは協力して初期消火を行うとともに、市が行う防災活動に協力するよう努める。
- (3) 市は、地震災害時の出火防止、初期消火に努めるよう、平常時から広報等を行い、市民等へ周知する。

3 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

※ 資 料

- | | | |
|----|----------------|-----------|
| 1 | 消防本部現勢 | (資料 5－1) |
| 2 | 消防団現勢 | (資料 5－2) |
| 3 | 消防水利の現況 | (資料 5－3) |
| 4 | 危険物施設 | (資料 3－1) |
| 5 | 高圧ガス関係施設 | (資料 3－2) |
| 6 | 火薬類等貯蔵施設 | (資料 3－3) |
| 7 | 香川県消防相互応援協定 | (資料 1－6) |
| 8 | 緊急消防援助隊応援要請系統図 | (資料 1－9) |
| 9 | 緊急消防援助隊応援要請連絡票 | (資料 1－10) |
| 10 | 広域航空応援受援マニュアル | (資料 1－11) |

第 2 救急救助計画【主な関係課：消防本部】

〔一般対策編 第 3 章 第 3 節 第 1 参照〕

第 3 医療救護計画【主な関係課：保健課】

〔一般対策編 第 3 章 第 3 節 第 2 参照〕

第 4 節 避難収容計画

第 1 避難計画、避難所の開設・運営【主な関係課：自治防災課】

〔一般対策編 第 3 章 第 4 節 第 1 参照〕

第 2 要配慮者応急対策計画

【主な関係課：社会福祉課、高齢者課、子ども課、市民課、商工観光課】

〔一般対策編 第 3 章 第 4 節 第 2 参照〕

第5節 交通対策、緊急輸送計画

第1 交通確保計画【主な関係課：都市計画課、土木課】

〔一般対策編 第3章 第5節 第1 参照〕

第2 緊急輸送計画【主な関係課：都市計画課、土木課】

〔一般対策編 第3章 第5節 第2 参照〕

第6節 二次災害防止、ライフライン確保計画

第1 二次災害防止対策計画【主な関係課：農林課、建築住宅課、環境課、都市計画課】

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、余震又は降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止対策を講じる。

1 土砂災害対策

- (1) 市及び県は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の斜面判定を行う。県は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施する。その結果、危険度が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。
- (2) 市は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

2 被災建築物等への対応

- (1) 市は、被災した建築物や被災宅地等について、余震による倒壊や物の落下等の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等により応急危険度判定を行う。また、県は、各判定士の派遣等により、積極的に市の活動を支援する。その結果、危険度が高いと判断された場合は、建築物や宅地の立入制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。
- (2) 市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物に近づかないものとする。また、その場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。
- (3) 市は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事等において生じる、石綿の飛散を防止するため、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、関係法令に基づき、飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。
- (4) 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

3 環境汚染への対策

県が実施する大気汚染の調査や公共用水域における水質汚濁の調査等の結果に基づき、県から市民に対する情報提供等の要請があったときは、市は、周辺地域の市民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報の提供を行う。

※ 資 料

- | | | |
|---|------------|----------|
| 1 | 急傾斜地崩壊危険箇所 | (資料 2－3) |
| 2 | 地すべり危険箇所 | (資料 2－5) |
| 3 | 山腹崩壊危険地区 | (資料 2－6) |
| 4 | 崩壊土砂流出危険地区 | (資料 2－7) |

第 2 公共施設等応急復旧計画【主な関係課：都市計画課、土木課、農林課、保健課、環境課】

〔一般対策編 第 3 章 第 6 節 第 1 参照〕

第 3 危険物等災害対策計画【主な関係課：消防本部、自治防災課】

〔一般対策編 第 3 章 第 7 節 第 6 参照〕

第 4 ライフライン等応急復旧計画【主な関係課：自治防災課、下水道課】

〔一般対策編 第 3 章 第 6 節 第 2 参照〕

第 5 農林水産関係応急対策計画【主な関係課：農林課】

〔一般対策編 第 3 章 第 6 節 第 3 参照〕

第7節 被災者の生活支援計画

第1 災害救助法適用計画【主な関係課：自治防災課、社会福祉課】

〔一般対策編 第3章 第8節 第1 参照〕

第2 食料供給計画【主な関係課：自治防災課、学校給食センター】

〔一般対策編 第3章 第8節 第2 参照〕

第3 給水計画

〔一般対策編 第3章 第8節 第3 参照〕

第4 生活必需品等供給計画

【主な関係課：自治防災課、社会福祉課、高齢者課、子ども課】

〔一般対策編 第3章 第8節 第4 参照〕

第5 住宅応急確保計画【主な関係課：建築住宅課】

〔一般対策編 第3章 第8節 第5 参照〕

第6 文教対策計画【主な関係課：教育総務課】

〔一般対策編 第3章 第8節 第6 参照〕

第7 文化財対策計画【主な関係課：生涯学習課】

〔一般対策編 第3章 第8節 第7 参照〕

第8 ボランティア受入計画【主な関係課：社会福祉課】

〔一般対策編 第3章 第8節 第8 参照〕

第 8 節 社会環境の確保計画

第 1 防疫及び保健衛生計画【主な関係課：保健課】

〔一般対策編 第 3 章 第 9 節 第 1 参照〕

第 2 廃棄物処理計画【主な関係課：環境課】

〔一般対策編 第 3 章 第 9 節 第 2 参照〕

第 3 遺体の搜索、処置及び埋葬計画【主な関係課：環境課】

〔一般対策編 第 3 章 第 9 節 第 3 参照〕

第 4 社会秩序の維持計画【主な関係課：自治防災課、消防本部】

〔一般対策編 第 3 章 第 9 節 第 4 参照〕

第4章 災害復旧計画

一	般	対	策	編
震	災	対	策	編
第 1 章	総	則		
第 2 章	災害予防計画			
第 3 章	災害応急対策計画			
第 4 章	災害復旧計画			
第 5 章	南海トラフ地震防災 対策推進計画			
資	料			編

第 1 節 復旧復興基本計画

被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定める。

第 1 原状復旧

〔一般対策編 第 4 章 第 1 節 第 1 参照〕

第 2 計画的復興

- (1) 市及び県は、大規模な地震災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、県、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- (2) 市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに市民の合意を得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 市及び県は、地震に強いまちづくりに当たっては、主に次の項目を基本的な目標として検討する。
 - ① 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
 - ② ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝、ライフラインの耐震化等
 - ③ 建築物や公共施設の耐震・不燃化
 - ④ 耐震性貯水槽の設置
- (4) 市及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

第1 災害復旧事業の種別

〔一般対策編 第4章 第2節 第1 参照〕

第2 災害復旧事業に係る資金の確保

〔一般対策編 第4章 第2節 第2 参照〕

第3 激甚災害の指定

〔一般対策編 第4章 第2節 第3 参照〕

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、租税の徴収猶予及び減免、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

第1 生活相談・情報提供

〔一般対策編 第4章 第3節 第1 参照〕

第2 被災証明・罹災証明書の交付及び被災者台帳等の作成

〔一般対策編 第4章 第3節 第2 参照〕

第3 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

〔一般対策編 第4章 第3節 第3 参照〕

第4 生活福祉資金の貸付

〔一般対策編 第4章 第3節 第4 参照〕

第5 被災者生活再建支援金の支給

〔一般対策編 第4章 第3節 第5 参照〕

第6 市税等の期限延長、徴収猶予及び減免

〔一般対策編 第4章 第3節 第6 参照〕

第7 国民健康保険税等の減免等

〔一般対策編 第4章 第3節 第7 参照〕

第8 応急金融対策

〔一般対策編 第4章 第3節 第8 参照〕

第 9 雇用対策等

〔一般対策編 第 4 章 第 3 節 第 9 参照〕

第 10 生活関連物資の供給確保及び価格安定対策

〔一般対策編 第 4 章 第 3 節 第 10 参照〕

第4節 義援物資等受入配分計画

市は、県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と協力して、義援金・義援物資等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

第1 義援物資等の受付及び保管

〔一般対策編 第4章 第4節 第1 参照〕

第2 義援金・義援物資の配分等

〔一般対策編 第4章 第4節 第2 参照〕

第3 義援物資の募集

〔一般対策編 第4章 第4節 第3 参照〕

第5節 施設復旧に伴う埋蔵文化財発掘調査体制等の整備

- 1 市教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。
- 2 市教育委員会は、推定した調査事業量に基づき、文化財専門職員の支援等について県教育委員会と協議を行う。
- 3 県教育委員会は、被災地の復旧・復興計画に基づき埋蔵文化財調査計画を作成するとともに、状況に応じて国、他の地方公共団体等の支援を得て、埋蔵文化財発掘調査体制を整備する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

一	般	対	策	編
震	災	対	策	編
第1章	総	則		
第2章	災害予防計画			
第3章	災害応急対策計画			
第4章	災害復旧計画			
第5章	南海トラフ地震防災 対策推進計画			
資	料		編	

第1節 総 則

第1 推進計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震に係る防災対策推進地域について、円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

〔一般対策編 第1章 第2節 参照〕

第3 東南海・南海地震の特徴及び対応方針

東南海・南海地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波被害が甚大なこと、③同時又は近接して二つの巨大地震が発生する可能性が高いことであり、市及び県は、防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、これらの特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。

1 広域な被害への対応

東海地方から近畿、四国の太平洋岸を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入っていないなどの事態が考えられる。

このため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取り組みが重要となる。

2 時間差発生への対応

東南海・南海地震について、過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔をおいて発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）などがある。

仮に、東南海地震が単独で発生しても、近接して南海地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、市及び県や防災関係機関、市民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを早急にまとめあげて防災対策の中に位置づけることとする。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

市長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに善通寺市災害対策本部及び必要に応じて現地対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

【第3章 第1節 第1「活動体制計画」参照】

第3 災害応急対策要員の参集

- (1) 市長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定める。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集を積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策等

東南海・南海地震が発生した場合、被害の防止、軽減等のため、必要な各種災害応急対策を行う。

1 情報の収集伝達

【第3章 第2節「情報収集伝達・警戒活動計画」参照】

2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所・避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）や宅地等については、安全であるかどうか応急危険度判定を行う。

本市だけで対応できない場合には、県へ応急危険度判定士の派遣を要請する。

また、県及び関係機関と協力して、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

4 消火・救急救助・医療活動

【第3章 第3節「消防・救急救助・医療救護計画」参照】

5 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が保有する公的備蓄量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

6 輸送活動

【第3章 第5節 第2「緊急輸送計画」参照】

7 保健衛生・防疫活動

【第3章 第8節 第1「防疫及び保健衛生計画」参照】

8 文化財保護活動

【第2章 第2節 第7「文化財災害予防計画」、第3章 第7節 第7「文化財対策計画」参照】

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保を行う。
- (2) 市は、物資等が十分に確保できないときは、県に対し、物資等の供給を要請する。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告し、必要に応じて、県へ人員の派遣を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、それぞれの機関ごとに定める。

第3 他機関に対する応援要請

【第3章 第1節 第2「広域的応援計画」、第3「自衛隊災害派遣要請計画」参照】

第4節 円滑な避難の確保に関する事項

第1 避難対策等 【第3章 第4節「避難収容計画」参照】

第2 消防機関等の活動 【第3章 第3節「消防・救急救助・医療救護計画」参照】

第3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

【第3章 第6節「二次災害防止・ライフライン確保計画」参照】

第4 交通対策 【第3章 第5節「交通対策、緊急輸送計画」参照】

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 建築物、構造物等の耐震化

【第2章 第1節 第2「建築物等災害予防計画」参照】

【第2章 第1節 第6「公共施設等災害予防計画」参照】

第2 避難地、避難路の整備

【第2章 第2節 第4「避難体制整備計画」参照】

第3 消防用施設、通信施設の整備等

【第2章 第1節 第8「防災施設等整備計画」参照】

第4 緊急輸送を確保するために必要な道路等の整備

【第2章 第2節 第3「緊急輸送体制整備計画」参照】

第6節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 3 市は、防災訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような、より具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 地震災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所・避難所への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育の内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 市民等に対する教育

市は、県、関係機関等と協力して、市民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助・共助の努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上取るべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所・避難所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

市は、県、関係機関等と協力して、すべての市民等が東南海・南海地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

特に、自主防災組織の結成、旧耐震基準で建築された住居の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、市民による自主的、主体的な取り組みが促進されるよう、留意するものとする。

第3 児童、生徒等に対する教育

各教科、道徳、総合的な学習時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災教材を用い、地震災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。

特に、地震に対する避難や地震災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育を行う。

第4 特定の施設管理者に対する教育

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の特定の施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

第5 自動車運転者に対する教育

警察本部は、運転免許更新時の講習等の機会を通じ、災害時に自動車運転者がとるべき行動等に関する知識の普及に努める。

第6 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。